

武公第22-4号
令和4年3月1日

公 告

武田薬品健康保険組合
理事長 小川 寛 六

任意継続被保険者の標準報酬月額について

令和4年度の掲題の金額を次のとおり公告します。

1. 健康保険法第47条第2号に定める令和3年9月30日における
当組合全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額
604,137 円
2. 当組合同規約第43条第2項の法第3条第4項の規定による被保険者の標準
報酬月額は上記1. の額の100分の100に相当する額
604,137 円
3. 従って、上記2. の額を法第40条の標準報酬等級区分にあてはめると次のとおり
となります。
これは任意継続被保険者に適用する上限の金額であり、令和4年4月1日(令和
4年度分前納保険料)からの適用となる。

等 級	標準報酬月額	報酬月額
33級	590, 000円	575,000 円以上～605,000 円未満

以 上